

○午後 1 時開議

○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

こしば 新 議員

高 橋 伸 明 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第 8 条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○渡辺議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第 1 から日程第 3 までの 3 件を一括議題に供します。

---

日程第 1

第110号議案 品川区新総合庁舎整備工事請負契約

日程第 2

第111号議案 品川区新総合庁舎整備機械設備工事請負契約

日程第 3

第112号議案 品川区新総合庁舎整備電気設備工事請負契約

---

○渡辺議長 総務委員長から報告願います。

〔石田秀男議員登壇〕

○石田総務委員長 ただいま議題に供されました第110号議案から第112号議案の 3 議案について、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら 3 議案は、9 月 19 日の本会議において当委員会に審査を付託され、9 月 22 日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第110号議案、品川区新総合庁舎整備工事請負契約について、第111号議案、品川区新総合庁舎整備機械設備工事請負契約について、および第112号議案、品川区新総合庁舎整備電気設備工事請負契約については、関連する内容のため、一括して審査したため、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第110号議案は、品川区総合庁舎について、現庁舎の老朽化、区を取り巻く環境の変化や行政ニーズの多様化等に対応するため、新総合庁舎整備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は425億8,320万円、契約の相手方は、品川区大井一丁目15番4号、東急・大本・法月・仲岡・加地建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社、品川営業所、営業所長、小池幸一であります。

なお、本議案から第112号議案までの 3 議案の支出科目等は、令和 7 年度一般会計、令和 8 年度から令和11年度まで債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から令和11年 6 月 29 日までであります。

次に、第111号議案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は149億9,300万円、契約の相手方は、品川区大井一丁目49番10号、大成温・横河・東海管・三橋建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一であります。

次に、第112号議案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は110億円、契約の相手方は、品川区旗の台二丁目8番21号、雄電・八千代・サンコー・マスミ建設共同企業体、代表者、株式会社雄電社、代表取締役、小島兼隆であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、「区内事業者を含む建設共同企業体（JV）」を入札参加条件の一つとしていることについてなどの質疑があり、理事者より、区内事業者の受注機会の確保および育成のためであるなどの答弁がありました。また、委員より、新総合庁舎整備に係る事業の経過が不透明であること、および建物の低層化を求めていることから、本案には反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第110号議案、第111号議案および第112号議案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○渡辺議長 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

日程第1から日程第3までの3件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。吉田ゆみこ議員。

〔吉田ゆみこ議員登壇〕

○吉田ゆみこ議員 品川・生活者ネットワークの吉田ゆみこ、第110号議案、品川区新総合庁舎整備工事請負契約、第111号議案、品川区新総合庁舎整備機械設備工事請負契約、第112号議案、品川区新総合庁舎整備電気設備工事請負契約の3議案に反対する立場で、一括で討論を行います。

この3議案は、品川区新総合庁舎の整備工事に着手することを前提とするものです。品川・生活者ネットワークは、品川区新総合庁舎の計画が提案された当初より反対の立場を取ってきました。その理由は、品川区の現本庁舎については、かつて建て替えか耐震化かの議論があり、議論の結果、耐震化の道を選択。2011年に耐震化の工事が行われ、その結果、耐用年数を延ばしたという実績があるからです。耐震化のための費用をかけた成果として、まだ10年は耐用年数があると認識しています。第二庁舎はまだ築30年ほどであり、建て替えには早過ぎます。

新総合庁舎の計画が発表された当初、品川・生活者ネットワークには、「まだ十分使える庁舎をなぜ建て替えるのか」「今はまだ建て替えの時期ではない」「建て替えの是非について区民の意見をなぜ聞かないのか」などのご意見が届きました。耐震化を行った実績と品川・生活者ネットワークに寄せられた区民の皆様のご意見を踏まえて、品川区新総合庁舎の計画には反対をしてきました。

その後、耐震化工事のために導入された免震オイルダンパーについて、製造会社の検査工程におけるデータ改ざんが発覚し、区庁舎設備の免震オイルダンパー4基中の1基が該当していることが判明するというトラブルはありましたが、これについても交換を求め、結果として2019年1月22日に、指定性能

評価機関である日本E R I 株式会社に構造検査を依頼し、ダンパーだけでなく免震装置としての構造計算をした結果、震度7程度では倒壊しないという評価が出たという報告が2020年6月30日の総務委員会議事録に残っています。そうであるならば、やはり今、工事を急ぐ必要はないと考えます。

さらに、今年度の予算に計上されている区債、すなわち区としての借金は前年度比360%で65億5,000万円です。その新たな借金のうちの3分の2に当たる41億円が新庁舎整備に充てられることになっています。結果として区債の合計は約222億円となり、区民1人あたりに換算すると5万円余の借金を負うことを意味します。

現在は資材の高騰、労働者の不足もあり、今以上に費用が膨らむことも容易に想定されます。他の自治体では、この状況を受けて、決定まで至った公共工事をストップし見直す事例も出てきています。品川区としても一旦立ち止まり、計画を見直す必要があると考えます。まだまだ安全に使えることを区自身が確認し、議会で報告している現本庁舎を、区債という形で区民に借金を負わせてまで今建て替える必然性があるとは思えません。よって、第110号議案、第111号議案、第112号議案については反対であることを表明し、私、品川・生活者ネットワークの吉田ゆみこの討論といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○渡辺議長 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第1から日程第3までの3件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡辺議長 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、10月22日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は10月23日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後1時11分散会

---

|     |         |
|-----|---------|
| 議 長 | 渡辺 ゆういち |
| 署名人 | こしば 新   |
| 同   | 高 橋 伸 明 |